

## 令和6年度宮古市歳末たすけあい運動寄付金配分計画

令和6年度宮古市歳末たすけあい運動寄付金の配分計画については、以下の通りとする。

また、地域福祉事業配分の「みんなでささえあうあったかい地域づくり支援事業」については、別に要綱を定めて実施する。

種 別		配分要領	参 考	配分単価
在宅者配分	介 護 者	日常寝たきりの状態にある高齢者及び認知症高齢者を介護している世帯	・在宅介護者（長期入院・施設入所は除く）。 ・介護対象者が要介護4、5に相当する者又は認知症高齢者で常時介護を必要とする者。	10,000円
	在宅心身障がい児・者	日常生活において常時介護を要する状態にある在宅心身障がい児・者	歩行、食事、排泄、入浴等において自立が困難であり、常時介護を必要とする、心身に障がいを持った方	10,000円
	出生世帯	宮古市内に現に在住し、右記期間に出生した子がいる世帯	令和5年12月2日から令和6年12月1日までの間とする。	10,000円
地域福祉活動配分	団体配分 (申請方式)	1 地域福祉の充実を目的とし自主的、自発的に活動している以下の当事者団体 ①市内の障がい児(者)、難病がある人々の当事者団体 ②子育てサークル  2 私立、無認可保育園	年末年始(12月～1月)の活動経費の一部として。	1団体 <u>2万円</u>  ※ただし、対象人数が <u>20名を超える場合は10名増えるごとに上記額に2,000円加え配分</u>
	事業配分 (助成事業・申請方式)	「みんなでささえあうあったかい地域づくり支援事業」 宮古市内に活動の拠点を置き、小地域で住民を対象とした福祉活動を展開している非営利目的の住民グループ、団体等が実施する事業 ※詳細は要綱に定めるとおり	年末年始の期間に事業を実施するために必要な器具・機材の購入や消耗品、調理のための材料・光熱費等。 ※詳細は要綱に定めるとおり	1団体上限 5万円 総額80万円

※地域福祉活動配分の団体配分1(①及び②)については、次の要件を満たしている団体とする。

- (1) 複数で組織し、非営利目的で活動している法人格を有していない団体。
- (2) 当事者(親等も含む)が団体の自主的運営を担っており、原則として他からの援助が得られない団体及び公的資金援助を受けていないこと。
- (3) 定期的な活動を行なっている